

別添1 審査基準

審査基準（一次審査用）

評価項目		内容及び評価方法	配点
業務実績等	1. 業務実績	令和8年度印旛中央地区事業化検討支援業務委託プロポーザル実施要領4【単体企業の場合】(6)の業務について、十分な受注実績を有しているか。(最大10件)	20
	2. 業務実施体制	実施体制について、配置予定である管理技術者、照査技術者、担当技術者は十分な実務経験を有しており、管理技術者については、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）又はRCCM「都市計画及び地方計画」、及び土地区画整理士の資格を保有しているか。 また、担当技術者は適切な人員を配置しているか。	20
一次審査合計点			40

審査基準（二次審査用）

評価項目		内容及び評価方法	配点
提案内容	1. 業務実施方針	長期未着手となっている印旛中央地区の現状と課題等を十分に把握し、本業務の仕様書等を理解した業務実施方針及び業務スケジュールであるか。	10
	2. 提案内容① 事業手法等の事業化方策に関する提案	本地区のこれまでの経緯を踏まえ、具体的で実現性が高いものとなっているかを総合的に評価する。	40
	3. 提案内容② 地権者との良好な関係性構築と事業への意識醸成の方策の提案	本地区のこれまでの経緯を踏まえ、具体的で実現性が高いものとなっているかを総合的に評価する。	20
	4. 今後の進め方	提案内容①を踏まえ、本業務完了後の事業化に向けた工程や役割分担について具体的な提案がなされているか。	10
プレゼンテーション	5. 資料作成能力	提出された資料は、文章表現やレイアウトが整理されているか。	10
	6. 説明能力	説明が論理的でわかりやすいか。また、説明者（受託候補者となった場合の管理技術者もしくは担当技術者）の熱意があるか。	10
	7. 適応能力	質問に対する回答が臨機応変で、かつ、論理的でわかりやすいか。また、回答者の熱意があるか。	10
見積書	8. 価格評価	価格点の配分（10点）×最低見積額/提出見積額（小数点第2位以下を四捨五入。提出見積額が委託上限額を超えている場合は、価格点は算出せず、失格とする）	10
二次審査合計点			120

最低基準点	<p>一次審査及び二次審査の点数の合計が、総合計点の6割に満たない場合は失格とする。</p> <p>一次審査合計点：40 二次審査合計点：120 総合計点：160</p> <p>最低基準点：96点（総合計点の6割）</p>
-------	---